

プライベートフィットネスジム ZONE 会員会則

- 第1条 (定義)
- 本会則に同意され、本会則第4条により入会手続きが完了し、本会則第8条により会員資格を取得された方をプライベートフィットネスジム ZONE 会員（以下「会員」といいます）とします。
- 第2条 (目的)
- ZONE は、会員が施設を利用し、理想の自分、人生の主人公になることをサポートする事を目的とします。
- 第3条 (入会資格)
- ZONE の入会資格は、次のとおりとし、ZONE に入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。
 - ZONE において別途定める資格を満たす方。
 - ZONE の施設利用に堪え得る健康状態であることを ZONE に申告いただいた方。
 - 本会則に同意いただいた方。
 - 会員は、ZONE に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて ZONE の信用を毀損し、または ZONE の義務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
 - ZONE は、会員が本条の一にでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、会則を含む ZONE と会員との間の契約一切を解除することができます。
- 第4条 (入会手続き)
- ZONE に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込手続きを行っていただきます。
 - 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、ZONE が追加で定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承いただけます。
- 第5条 (届け出内容変更手続き)
- 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。その後に変更があった場合も同様です。
 - ZONE より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。
- 第6条 (個人情報保護)
- ZONE は、ZONE の保有する会員の個人情報を個人情報保護方針にしたがって管理します。
 - 会員は、自己が ZONE に提供した個人情報が正確であることを保証します。ZONE は、当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 第7条 (諸費用)
- 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む契約内容に応じてそれぞれの諸費用を払い込むものとします。
 - 一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは ZONE が認める理由がある場合を除き、返還できません。
- 第8条 (会員資格の取得)
- 第4条の入会手続きを行った後、ZONE が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日（以下「利用

開始日」といいます) が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第9条 (禁止事項)

会員は、ZONE 内および ASHIYA GROTTTO の居住人に次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)や施設スタッフ、ZONE を誹謗、中傷すること。
- (2) 施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、ASHIYA GROTTTO 内住居人に対する迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) ZONE の器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたりする等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の ASHIYA GROTTTO 内への持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (12) ZONE の秩序を乱す行為。
- (13) その他、ZONE が会員としてふさわしくないと認める行為。

第10条 (損害賠償責任免責)

1. 会員が ZONE の諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、ZONE に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

第11条 (会員の損害賠償責任)

会員が ZONE の諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により ZONE または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第12条 (退会・返金)

1. 会員は、自己都合により退会するときは、ZONE が定めた期日までに、ZONE 所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。ZONE は、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。
2. 退会の際、会員は未消化のセッション代金の返還を求めることができます、その際 ZONE に返金手数料として金 5 千円支払う事とします。

第13条 (予約のキャンセル)

会員は予約したセッションをキャンセルする際は前日の 22 時までに ZONE に報告する義務があります。報告を怠ったり、当日にキャンセルされる場合セッション代金は返金されません。

第14条 (利用の禁止)

次に該当するときは、施設利用を禁止します。

- (a) 反社会勢力の関係者であることが判明した場合。
- (b) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (c) 第9条各号で禁止される行為を行ったとき。
- (d) その他、正常な施設利用ができないと ZONE が判断したとき。
- (e) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員(但し、ZONE が特に認めた場合を除きます)
- (f) 入会申込時から一度も会社に対し本人確認情報が提示されていないとき。

第15条 (利用の制限)

次に該当するときは、施設利用を制限します。

- (a) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと ZONE が判断したとき。
- (b) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (c) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
- (d) 妊娠されていることが判明したとき。
- (e) その他、正常な施設利用ができないと ZONE が判断したとき。

第 16 条 (諸費用の変更ならび運営システム変更について)

1. ZONE は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。

第 17 条 (会則の改定)

ZONE は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、ZONE は一ヶ月前までに告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 18 条 (告知方法)

会員への告知方法は、施設内への掲示とします。一度の告知における掲載期間は 2 か月とします。

Ver.1